(その1)



令和2年 分 日開催分) (平成 年 月

(ふりがな)				政 治	団体の区分	•		
1 政治団体の名称 志田英紀羽黒後援会	□ 政	党		党 部	1 項 🗷	規定	による	
2 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 鶴岡市羽黒町荒川字頭	□ 政 t泉橋12	治 	登 金	団 体	☑ そ の f	.—	の政力を	治団体の支部
··· – – – – – – – – – – – – – – – – – –				活 動	区域の区分	•		
	П 2 И	トの都に	直府県の				の区域内	
3 代表者の氏名 丸山 成人		T 07 117			<u> </u>		(U) PI -9(P	3
			本の指定の	の有無	 		政治団体	
4 会 計 責 任 者 岡部 一明 4 の 氏 名	│□有				i i			の7第1項第
· の 氏 名	均 無				1 1			月係政治団体
	公職の	種 類			1 1			の7第1項第
	24 190 07	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2号に	係る国:	会議員阝	貝係政治団体
事務担当者の氏	資金管理	団体			公職の候補	i者		
名	の届出を					名		
I= I= - 34 - 4	者の氏							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
板垣 洋子					公職の種	類		
(電話) <u>0235-22-6797</u>								
	<u> </u>				-			_
		資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政特例の通					政治団体)適用期間	
(電話)	平成	年	月	日から	平成	年	月	日から
	 平成	年	月	日まで	平成	年	月	日まで

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1, 900
(前年からの繰越額)	1, 900
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	1, 900

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人の)負担する党費又は会費		
金	額		0
員	数]	0

(2)寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分		金	額		備考
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)	(• ***		0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附				0	
合計(ア+イ)				0	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	の	有 無	#								
					資 産	等のこ	項 目 另	削 区 分			有	無	備考
ア	±									地		☒	
1	建									物		Ø	
ゥ	建	物の	所:	有を	目的	とす	る地	上権 又は土	地 の 賃 借	権		ಠ	
エ	取	得	の (西格	が	1 0	O 7	万円を超	える動	産		Ø	
オ	預:	金(普	通預	金及び	当 座 預	金を除	(。)	又は貯金(普通	貯金を除く。)		₩	,
カ	金				銭			信		託		Ø	
+	有				価			証	•	券		Ø	
ク	出		資		I:		よ	శ	権	利		q	
ケ	貸	付 先	ť	との	残高	が 1	0 0	万 円 を 超	える貸付	金		₫	
⊐	支	払ね	っれ	たる	会 額	が 1	0 0) 万円を超	える敷	金		₫	
サ	取	得の	価格	が 1 (O 7	万円を	超える	る施設の利用	に関する権	利		4	
シ	借	入 先	: 🗂	との	残高	が 1	0 0	万 円 を 超	える借入	金		A	

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)
 - この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3月15日

政治団体の名称

志田英紀羽黒後援会

会計責任者の氏名

岡部 一明部

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。